



足立区長選挙

9月13日
(日)

投票時間
午前7時～午後6時

即日開票

行くことを大事に
したい投票日



キリトリ線



住所 足立区 丁目 番号

氏名 (男・女) 歳

○最近、投票率が低下傾向にありますが、その原因についてどのようにお考えですか
あなたのお考えにもっとも近い2つに○をしてください。

- ・仕事が多忙で投票できない人が多い
- ・旅行、レジャーに出かける人が多い
- ・支持する政党・候補者がいない人が多い
- ・投票しても世の中が変わらないと思っている人が多い
- ・政治に関心の無い人が多い

○足立区長選挙についてのあだち広報選挙特集号は、本号と8月20日号の2回発行しましたが、両方とも読まれましたか。

- ・両方ともよく読んだ
- ・両方とも少ししか読まなかった
- ・本号しか読んでいない

○足立区長選挙についてのあだち広報選挙特集号を両方とも読んだ方に、お聞きします。

- ・8月20日号の方が読みやすい
- ・本号の方が読みやすい
- ・どちらともいえない

※このアンケートは、投票日当日、切り取って投票所入口のアンケート回収袋に入れてください。前号の8月20日号と合わせて、800名の方に粗品を進呈します。

なお、発表は発送をもって代えさせていただきます。



入場整理券は、世帯ごとに2名連記式のハガキでお送りします。

例えば、有権者が3名の世帯には、ハガキを2枚(1枚が2名分、もう1枚は1名分)お送りします。

投票所へおいでになるときは、ご自分の入場整理券を確認のうえ、切り離してお持ちください。

入場整理券が、万一届かなかったり、紛失しても、選挙人名簿に登録されていれば、投票できます。投票日に投票所の係員に申し出てください。

入場整理券は9月7日ごろ送付する予定です。



選挙公報は新聞折込みで9月10日ごろにお届けします。

折込みする新聞

朝日・読売・毎日・日経・東京・産経の各朝刊

※これらの新聞を購読していない世帯の方は、区施設や区内各駅に選挙公報スタンドを設置しますので、ご利用ください。



今回の足立区長選挙で投票できる方は、日本国民で年齢満20歳以上(昭和47年9月14日以前に生まれた方)であり、足立区の選挙人名簿に登録されていることが必要です。

選挙人名簿に登録されるには、足立区に住民登録してから基準日(9月5日)までに、3ヵ月以上たっていない必要がありますので平成4年6月5日までに足立区に住民登録をし、9月13日まで住んでいる方が投票できます。

《選挙運動ができない人》

公職選挙法では選挙の公正な執行を確保するため、次の人については、選挙運動が禁止されています。

| 選挙事務関係者 | 投票・開票管理者、選挙長 | 関係区域内での選挙運動は禁止 |
|--------------|---------------------------------------|----------------|
| 特定公務員 | 中央選挙管理委員会及び選挙管理委員会の委員、職員、裁判官、検察官、警察官等 | 一切禁止 |
| 選挙権・被選挙権がない者 | 未成年者・選挙犯罪者等 | 一切禁止 |
| 公務員等 | 公務員、教育者等 | 地位利用の選挙運動等は禁止 |

なお、公務員(教育公務員を含む)は、他の法律でも制限を受けます。

あなたの投票所を確かめましょう—投票区域一覧

Table with 4 columns: 投票区名, 投票所建物名称, 所在地, 区 域. Lists 38 voting districts and their corresponding schools and locations.

Table with 4 columns: 投票区名, 投票所建物名称, 所在地, 区 域. Lists 18 voting districts and their corresponding schools and locations.

不在者投票

投票は、原則として、本人が投票日に投票所で行うものですが、次のような理由で、投票日に投票所へ行けない場合は、不在者投票ができます。

- 投票日に、投票区の区域外で職務や業務に従事する方。
●投票日に、やむを得ない用務で区外へ旅行中・滞在中の方。
●病気・妊娠・身体の障害等のため、投票日当日に歩くことが困難な方。

▶不在者投票の方法

《窓口でする不在者投票》

印鑑と入場整理券(届いている場合)を持参してください。不在になる理由等を宣誓書兼請求書に記入していただきます。

受付時間

午前8時30分～午後5時

受付場所・期間

Table with 2 columns: 受付場所, 受付期間. Lists the location (本庁舎) and dates (9月6日 and 9月8日) for absentee voting.

《滞在地での不在者投票》

長期間出張等で、窓口に来られない方は、滞在地の選挙管理委員会でする不在者投票をすることができます。

投票用紙等の請求方法は選挙管理委員会へ早めにお問い合わせください。

《指定病院での不在者投票》

病院・老人ホーム等に入院・入所されている方で、その施設が不在者投票の指定施設(足立区内の指定施設は下表参照)になっていれば、その病院・老人ホーム内で投票することもできます。

不在者投票ができる足立区内の指定病院及び老人ホーム

Table with 4 columns: 病院等の名称, 所在地, 病院等の名称, 所在地. Lists various hospitals and nursing homes within the Adachi district.



◎選挙に関するお問い合わせは、選挙管理委員会へ。☎(3882)1111(代)